

海老名



2023年度「WE21ジャパン」の目的を達成するための合意

甲 特定非営利活動法人WE21ジャパン
乙 特定非営利活動法人WE21ジャパン/海老名

甲及び乙は、「WE21ジャパン」の理念を共有し、連携して目的を達成するために、本合意を締結する。私たちは、地球に住み暮らすあらゆる人々が、生きるために必要な条件や権利が公正なルールによって保障され、自立した市民として行動できる社会の創造をめざします。地球規模で起きている資源の奪い合いや環境破壊・貧困をなくすために、環境や人権について考え・行動する市民を地域に拡げ、物にあふれた生活を見直し、環境や人間の安全に配慮した生活スタイルへ転換することを身近な地域に広めます。同時に近隣アジア地域の人々、とりわけ女性たちと連携し、互いに学びあう関係を築きながら、アジア地域の平和な社会づくりに貢献します。

第1条（目的及び事業）

甲及び乙は、それぞれの定款に基づき、その目的にそった事業を行い、互いに連携して運動を推進し、地球市民として公正な地球社会の創造に貢献する。

* 「WE21ジャパン」定款第2章目的及び事業（目的）

この法人は、地球環境を保全するため、資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。

2 乙は、主たる事務所が置かれた地域において事業を展開し、甲は、乙及び他のWE21ジャパン地域NPOをネットワークして大きな市民の力とし、また市民事業としての力を高めるために、中間支援組織としての役割を果たす。

第2条（商標の使用の合意）

甲は乙に対して、本合意第1条の目的及び事業を達成するために、乙が商標を使用することを許諾する。乙は甲に対し商標費用料を払う。

2023年度年額 1ショップについて 110,600円(税抜き) 消費税10% 11,060円

第3条（事業の合意）

甲及び乙は、甲が次の条件で事業を行うことを合意する。

- (1) 甲は、広く市民を対象に、世界で起きている問題について気づきと学びの場を作り、多様な団体とネットワークを進め、市民の力を高める事業を行う。
- (2) 甲は、外部対応や情報の受発信を行い、WE21ジャパン地域NPOと共有化を図り、連携を促進する。
- (3) 甲は、政策提言活動を推進する。

2 甲及び乙は、乙が次の条件で事業を行うことを合意する。

- (1) 乙は、リユース・リサイクル環境事業を推進するために、「WEショップ」を運営する。但し、WEショップについての合意事項は、別途、細則において定める。
- (2) 乙は、公正で平和な社会作りに貢献するために、民際支援事業を行う。
- (3) 乙は、自律した市民を地域に増やすために、市民の力を高める活動を行う。

3 甲及び乙は、前文に掲げる「WE21 ジャパン」の理念の実現に向けて連携して活動をすすめることを合意する。

- (1) 乙は甲の団体正会員となる。
- (2) 乙は、中間支援組織としての機能を持つ甲に「WE21 ジャパン・グループネットワーク推進費」を支払う。

2023年度年額 14,000円(税抜き) 消費税10% 1,400円

- (3) 「WE21 ジャパン・グループネットワーク推進費」の支払い時期及び支払い方法については、甲乙で協議する。

4 甲及び乙は、乙が以下の通り「リユース・リサイクル環境事業委託費」を甲に支払うことを合意する。

- (1) 「リユース・リサイクル環境事業委託費」は、甲及び乙を含むWE21ジャパン地域NPOが共同して使用する倉庫、配達業務、及び全国からの寄付品対応に係る業務の経費をショップ数に応じて等分に負担するものとする。

2023年度年額 447,400円(税抜き) 消費税10% 44,700円

- (2) 乙は、「リユース・リサイクル環境事業委託費」を、毎月15日迄に甲に支払う。
- (3) 乙が本事業の途中で解約をする場合は、契約満了日までの倉庫費相当額を甲に支払うこととする。

第4条（甲の受託事業及び業務）

甲は、第3条4項で明記された「リユース・リサイクル環境事業委託費」をもとに、乙のリユース・リサイクル環境事業の安定と継続を図るために、次の事業を行う。

- (1) 甲は、乙に寄付された品物の活用を図るために、衣類の保管及び配達に関する調整を行う。また、故繊維のさらなる活用のために、WEショップで販売できなかった衣類等を連携する故繊維会社に搬送する業務の調整を行う。
- (2) 甲は、乙に寄付された品物の活用を図るために、ガラス・陶磁器の回収、ケータイ

回収に関する調整を行う。

- (3) 甲は、全国からの寄付品の活用を図るために、甲及び乙の希望に応じて分配・配送の調整を行う。
- (4) 甲は、第2条に基づき、共通の値札、段ボールなどの集約・調整を行う。
- (5) 以上に定める他、第1条の目的達成に必要な事項が発生したときは、甲乙で協議する。

第5条（乙の事業）

乙は、甲と連携して、リユース・リサイクル環境事業を行う。

- (1) 乙は、甲との契約に基づきWEショップを開設、運営する。
- (2) 乙は、第4条に定めるとおり、甲に対しリユース・リサイクル環境事業に関わる事業を委託する。
- (3) 乙は定められた基準、マニュアル等に沿って、リユース・リサイクル環境事業を推進する。
- (4) 以上に定める他、乙は、第1条の目的実現のために必要な諸業務を行う。

第6条（本合意の終了及び解散）

本合意は、双方が守るべき神聖なものであり、相互に遵守するものとする。但し、本合意を終了させるときは以下による。

- (1) 本合意を解約するときは、甲または乙いずれかが、6ヶ月前までに書面に基づき申し出でを行い、以下の方法によって解約する。
 - ・甲は乙から書面にて解約の申し出でがあった場合に、甲乙の代表者間で協議の場を持つ。協議によって解約の意向に変更がない場合に、甲の理事会にて解約について検討する。
 - ・乙は甲から書面にて解約の申し出でがあった場合に、甲乙の代表者間で協議の場を持つ。協議によって解約の意向に変更がない場合に、乙の理事会にて解約について検討する。
- (2) 甲は、乙が以下のように本合意を守らなかった場合、甲は本合意を解除することができる。解除に伴い、乙はWE21の商標を使用することができない。
 - ・乙が本合意前文に記された理念を著しく損なう行為をした場合。
 - ・乙がWEショップの運営を終了した場合。
 - ・乙が甲に、第3条4項の委託費を長期にわたり支払わない場合。

2 前項に基づき、本合意を終了するときは、甲及び乙は以下の手続きを行なう。

- (1) 乙は、「WE21ジャパン」の商標の使用権を受けている乙の法人解散手続きを行う。乙解散後の残余財産は債権者に帰属させる。乙解散後、残余財産を債権者に帰属させ

てもなお余剰がある場合には、精算人会が帰属先を決定して精算を結了する。

第7条（仲裁合意）

本合意に関する疑義、トラブル、紛争等が発生した場合は、速やかに甲乙間で協議する。ただし、その協議が合理的な期間内に整わないときは、仲裁に付することとする。甲及び乙が選任する各1名、及び、公正な視点から判断を得るために、神奈川県弁護士会に推薦依頼し、推薦された者を仲裁人とする。

第8条（契約期間）

1 本合意の効力発生日は、2023年4月1日とする。

2 本合意の有効期限は、2024年3月31日までとする。

上記のとおり契約が成立したので、本書原本1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、甲がこれを保有する。乙は、甲からその写しを受領し保管する。

2023年4月1日

甲 住所 横浜市保土ヶ谷区天王町1-1-1
天王町ファーストビル202

氏名 特定非営利活動法人WE21ジャパン

理事長 海田祐子

登録番号 T2020005003944

乙 住所 海老名市中央1-14-46-103

氏名 特定非営利活動法人WE21ジャパン

理事長 成瀬涼子

「WE21ジャパン」の目的を達成するための合意に関する細則

2015年3月12日WE21ジャパン理事会策定

「WE21ジャパン」の目的を達成するための合意（以下、合意という）について、以下のように細則を定める。

第1条合意第3条2項1号における、WEショップの運営についての合意事項は、以下の通りである。

1 物流関連

- (1) キャリー便は、月に2回を基本とする。1回の搬送量は、ストック品の搬出、搬入は各15箱、ファイバーは20袋を基本とする。その他、必要に応じ、甲乙間で協議する。
- (2) ガラス便は、2か月に1回とする。各ショップにコンテナを4個配布し、毎回コンテナを2ケースずつ回収する。その他、必要に応じ、甲乙間で協議する。
- (3) 甲及び乙は、それぞれの物品提供情報を甲の情報発信を通じて共有し、相互に協力する。
- (4) 乙は、共通段ボール、共通値札を使用する。

2 WEショップの開設及び運営関連

WEショップの開設及び運営に関しては、「WEショップ業務マニュアル」、「WE21ジャパン地域NPO運営マニュアル」に基づいて行う。

3 広報関連

- (1) 乙は、WEショップの共通看板を使用する。使用にあたっては、「WEショップ共通看板の使用・制作ルールについて」に基づく。
- (2) 乙は、WE21の共通メッセージボードをWEショップに掲示する。
- (3) 甲及び乙がのぼり旗を使用するときは、WE21の共通旗を使用する。

第2条 基本契約第3条4項1号における「事業委託費」の算出根拠を、以下のように定める。

- (1) エコものセンターの家賃を使用するショップ数で割り、均等に負担する。但し、使用面積が著しく異なる場合は検討し、WE21グループ全体の了解の下で、応分に負担する。
- (2) 配送は月に2回を基本とするが、毎週配送を行うショップは、2ショップ分として、かかる経費を負担する。但し、高速料金は別途支払いとなる。
- (3) その他、エコものセンターにかかる経費、WE21ジャパンの物流事業経費（人件費含む）をショップ数で均等に負担する。

以上

